

## 栃木県入札適正化委員会（第1回）の概要について

- 1 開催日 令和元（2019）年6月27日（木） 午前10時から
- 2 開催場所 東館3階 入札室2
- 3 出席委員 委員長 阪田 和哉 宇都宮大学地域デザイン科学部准教授  
委員 岡田 豊子 建築士  
委員 小野 民樹子 弁護士  
委員 藤島 博英 足利大学工学部講師  
委員 横須賀 徳博 弁護士  
(委員5名中、出席委員5名)
- 4 審議対象期間 平成30（2018）年10月1日から平成31（2019）年3月31日まで
- 5 対象案件 総数 1,189件  
抽出案件 5件  
(内訳：一般競争入札 2件、指名競争入札 2件、随意契約 1件)
- 6 議事等の概要

### (1) 報告事項

#### ア. 入札及び契約手続きの運用状況、指名停止の運用状況等について

事務局から、今回の審議対象期間中に発注した工事及び指名停止の運用状況について報告しました。  
また、再苦情処理については、今回は対象案件がない旨報告しました。

#### イ. 抽出事案の選定理由について

小野委員から抽出事案を選定した際の理由について報告がありました。

### (2) 審議事項

#### 1 「一般国道119号 上戸祭立体（仮称）鋼橋上部工建設工事」について

- ・ 工事箇所 宇都宮市上戸祭町
- ・ 県土整備部宇都宮土木事務所発注（一般競争入札）

#### 2 「総合スポーツゾーン連絡通路ほか整備工事その2」について

- ・ 工事箇所 宇都宮市西川田
- ・ 県土整備部総合スポーツゾーン整備室発注（一般競争入札）

#### 3 「平30県営経営体基盤下稲葉第9工区排水樋管工事」について

- ・ 工事箇所 壬生町下稲葉地内
- ・ 農政部下都賀農業振興事務所発注（指名競争入札）

#### 4 「上都賀庁舎思いやり庇新築工事」について

- ・ 工事箇所 鹿沼市今宮町1664-1
- ・ 県土整備部建築課発注（指名競争入札）

#### 5 「栃木県行政情報ネットワークLAN機器更改工事（平成30年度）」について

- ・ 工事箇所 宇都宮市瓦谷町1080 農業試験場ほか
- ・ 経営管理部情報システム課発注（随意契約）

### (3) 審議結果について

いずれの審議案件とも適正であると認められました。

主な質疑については次のとおりです。

#### 【審議事項1について】

Q 施工計画の評価はどのように行っているのですか。

A 3名で評価の上、決定しています。

Q 施工計画の点数について参加の2者の間で1点差がついていますが、どのような理由ですか。

A 両者とも大きな差はありませんでしたが、今回は具体性等を考慮したものです。

Q 施工体制評価点でマイナス10点となっていますが、こういった理由によるものですか。

A 低入札調査基準価格を下回ったため、施工体制確認資料の提出を求めましたが、その提出を辞退したため、適切に施工されることが確認できず、マイナス10点となっています。

Q 参加者が求められた資料を提出しないということがあるのですか。また、その理由はなんですか。

- A 制度的に認められており、辞退する事例はあります。理由については求めていないため、確認はしていません。施工体制確認審査では、1項目でも施工体制に問題があると認められた場合にはマイナス10点を付与します。
- Q 施工体制確認資料を提出できなかった業者が入札書を作成できるのでしょうか。
- A まずは工事内訳書で基本調査を行い、基本的な積算はできていることを確認しておりますので、入札書の作成は可能です。
- Q 低入札調査基準価格は予定価格の何%程度で設定していますか。
- A 直接工事費や現場管理費等の各項目にそれぞれの算出率を掛け合わせて設定しているため、予定価格の何%という形では設定していません。
- Q 低入札調査基準価格をわずかに下回る額の入札がありますが、参加者が算定できるものですか。
- A 低入札調査基準価格の計算式等は公表しているため、積算した額から算出することは可能です。
- Q 総合評価の優良工事の受賞はどういった表彰が対象ですか。
- A 県では知事表彰と事務所長表彰が対象です。国の機関等による表彰も県による表彰と同等と判断できるものは対象としています。
- Q 参加者の所在地によって距離が異なるため、それを理由に金額の差が出るかもしれませんが、予定価格の積算を行う際に配慮はありますか。
- A 距離の違いによって差は出る可能性はありますが、予定価格の積算を行う際に距離の考慮はしていません。

#### 【審議事項2について】

- Q 水道の供給事業は市町で行っていることが多いと思いますが、県でも行っているのですか。
- A 水道用水供給事業として、県が市町へ水道水の卸売りを行っています。
- Q 次亜塩素素注入設備の更新は何年に1回くらい実施していますか。
- A 法定耐用年数は10年ですが、企業局では標準耐用年数15年と設定し、それを目途に更新を行っています。
- Q 耐用年数を長くするような維持管理の部分までを考えた工事は考えられませんでしたか。
- A 定期的に3~5年等の間隔で、消耗部分を交換する等して設備の延命化を図っているところであり、既存設備も23年経過しています。
- Q その3年の部分を6年保つようにするための施工計画の提案は考えませんでしたか。
- A 水道はライフラインであり、壊れてから修繕できないため、予防保全という考え方で、交換時期が近づいたら交換することで対応しています。
- Q 定期的な交換等の際はどのように工事を行っていますか。
- A その都度、修繕工事として入札を実施しています。
- Q 次亜塩素素・活性炭注入設備というのは、技術的には県内業者で対応できないようなものでしたか。
- A 県内で当該製品を製造している業者はなく、県外の特定の業者しか製造していません。全国的にも限られた業者だけになっているのが現状です。
- Q 今回予定価格を超過した参加者が、これまで落札したことはありましたか。
- A 別工事で落札実績があります。今回はたまたま超過してしまったものと思われます。
- Q 今回は「その2」という工事名称がついていますが、「その1」はどんなものでしたか。
- A 「その1」では活性炭注入設備を更新しており、県内業者を対象に指名競争入札を行っています。
- Q 施工計画のテーマは安全面を重視した内容になっており、参加者の点数が共に低いようなので、今後の類似工事の際には、先に出た維持管理の話等も踏まえ、テーマの内容を適宜検討していただけだと思います。
- A はい。

#### 【審議事項3について】

- Q 指名業者の選定について、地理的条件で選んだとのことですが、優良工事表彰は判断材料にできなかったのですか。
- A 今回は同地域の業者については、優良工事の表彰よりも格付点数により選定しました。

- Q 予定価格と同額の入札をした参加者が2者いますが、予定価格が事前公表だったのですか。  
A その通りです。

【審議事項4について】

- Q 指名業者数については10者以上になりますか。  
A 標準が10者であり、そこに2者の増減ができます。
- Q リストの11者のうち1者を指名していませんが、全11者の指名でも良かったのではないですか。  
A 指名に当たり、まずは県での実績、次に市町での実績をそれぞれ過去10年間分確認しましたが、当該業者については、いずれでも実績がありませんでしたので、指名しなかったものです。
- Q 辞退の業者がありますが、辞退理由は聞いていますか。  
A 提出された辞退届によると、現場代理人を配置できないためとの理由でした。
- Q 指名業者選定に当たって、安足土木事務所管内では足利市以外に佐野市もあると思いますが、足利市内の業者に絞った理由はなんですか。  
A 安足土木事務所管内では組織改編があったことから、旧足利・旧佐野土木事務所における選定方針により指名業者を選定するという経過措置を取っています。今回の工事箇所が足利市内のため、指名業者も足利市内の業者となっています。

【審議事項5について】

- Q 災害時等の協定により業務協力者名簿から選出された業者が行ったとのことですが、名簿には県内の業者が登録されているのですか。  
A はい、県内業者が15者登録されています。
- Q 協定を結んでいる(公社)日本下水道管路管理業協会関東支部栃木県部会(以下、「団体」)から当該業者の推薦があったということですか。  
A はい。今回は突発的な事故であり、すぐに対応可能な業者として団体から推薦していただいたものです。
- Q 当該契約者から工事の承諾書の提出を受け、その後着手しているとのことですが、契約時に金額の折り合いがつかないというような事はないですか。  
A 提出された参考見積書を参考に、県の基準で予定価格を作成しています。
- Q 業者を推薦していただく際、複数の推薦があった場合はどのように対応するのですか。  
A 例がないため仮定の話になりますが、早期に工事着手できる業者を優先して契約することになります。
- Q 業務協力者名簿にはどういった要件で登録されますか。  
A 団体の会員になっている業者が登録されており、会員になることが登録のための要件になっています。下水道の管路管理に特化した団体であり、共用中の下水道の工事を実施できる要件を満たしていなければ会員にはなれないと伺っています。
- Q 路面陥没の原因はなんですか。  
A 下水道を流れる汚水からは硫化水素が発生しますが、今回の陥没箇所はカーブになっており段差もあったため、そこに硫化水素が滞留し、管を溶かしてしまったものと考えられます。年に1回点検を行っていますが、前回の点検では異常がなかった箇所でした。